

▲(相双就農ポータルサイト)

福島県相双農林事務所農業振興普及部
〒975-0031 南相馬市原町区錦町1-30
TEL(0244)26-1150
FAX(0244)26-1169
E-mail : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.jp

「みどり認定」をご存じですか？

「みどり認定」とは、「みどりの食料システム法」に基づき、環境にやさしい農業に取り組む生産者を応援する制度であり、主に3つのメリットがあります。また、販売面では、この取組をPRすることにより、有利販売につながることを期待できます。



- 設備投資時に所得税及び法人税が優遇される
- 農林水産省の補助事業採択で優遇される
- 日本政策金融公庫の無利子・低利子融資が受けられる



「みどり認定」を受けるには、生産者個人又はグループで、以下の区分で環境負荷低減に取り組む5か年の事業計画を作成し、県農林事務所に申請していただきます。

取組	土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う取組 (例:有機栽培、特別栽培など。なお「福島県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づく生産方式の導入の取組で認定を受けた場合には、「エコファーマー」の名称が使用できます。)
区分	温室効果ガスの排出量を削減する取組 (例:水稲中干し期間の延長、施設園芸におけるヒートポンプ導入など)
	その他、農林水産大臣が定める取組 (例:養液栽培における化学肥料、化学農薬低減技術の導入など)

地域計画の話し合いに参加しましょう

地域計画とは、地域の農業を持続的に発展させるために、将来を見据えて「誰が、どこで、何を作付けするのか」を明確化する制度です。

これまで、地域農業の将来の在り方を明確化し、地域のみinnで共有するため、「人・農地プラン」の策定が推進されてきました。この取組を加速するため、令和5年度から「地域計画」として法定化されました。

- 法定化に伴い、令和6年度末までに全ての地域で、「地域計画」を策定する必要があります。また、令和7年度以降の農業経営基盤強化準備金制度の活用は、「地域計画」の担い手に位置付けられていることが必須条件になります。
- 現在、市町村による説明会など、「地域計画」の策定に向けた取り組みが各地で始まっています。地域の農業について皆さんが常日頃から考えていることを話し合う機会ですので、自分が農地を所有している地区や、耕作している地区における話し合いに積極的なご参加をお願いします。

地域計画を策定することで「農地バンク」が活用できます

- ・ 地域計画策定後の農地の賃貸借は、農地バンク（福島県農業振興公社）を通すことが基本になります。
- ・ 農地バンクを通すことで、担い手に位置付けられた耕作者は相対での貸借よりも農地の借り受けや集約化がしやすくなります。また、農地の貸し手・借り手が世代交代しても、地域計画があれば互いに貸し手・借り手を探す手間が不要になります。

○今年も猛暑が予想されます。高温対策で乗り切りましょう!

水 稲

水稲は、出穂後の登熟期間に日平均気温27℃以上の高温に遭遇すると、白未熟粒などの障害粒が発生しやすくなります。気象庁の長期予報等で登熟期間の高温が予想される場合は、以下の技術対策を実施することで白未熟粒の発生を軽減することができます。

(1)窒素追肥

稲体の窒素含有量が少ないと光合成能力が低下し、白未熟粒が発生しやすくなります。高温が予想され、幼穂形成始期(出穂25日前)の葉色が下表を下回っている場合は追肥を検討しましょう。

(※草丈、茎数が過剰な状態で追肥すると倒伏しやすくなりますので、その場合は普及部やJAにご相談ください)。

表1 幼穂形成始期の葉色 (SPAD502) の目標値

品種	コシヒカリ	天のつづ	里山のつづ	ひとめぼれ
目標値	33～36	40	36～42	37

(2)水管理

通常の場合は、登熟期間の水管理は間断灌漑が基本ですが、高温時には昼間に落水すると地温が上昇し、白未熟粒が発生しやすくなります。地耐力を向上させたい場合は、高温の程度に応じて昼間湛水・夜間落水や飽水管理といった水管理を実施しましょう。

表2 水管理の種類と効果

水管理の種類	概 要	高温対策
昼間掛け流し・夜間落水	日中は掛け流し、夜間は落水する	○
昼間湛水・夜間落水	昼間は湛水し、夜間は落水する	○
飽水管理	浅水に入水し、田面が露出し、足跡に水が溜まる程度まで水が減るまで入水しない	△
間断灌漑	1日湛水し、2～3日落水する	×

畜 産

家畜は暑熱ストレスに弱く、採食量や受胎率の低下により生産性が著しく低下します。そのため、早めの暑熱対策を心がけましょう。

(1)飼養環境の改善

換気扇・送風機による換気や送風、通風を行います。風の通り道を工夫し、一定方向の風をつくることで、畜舎内の換気がスムーズになります。

また、細霧装置の活用や、直射日光を遮るためにスタレや寒冷紗等の利用なども、畜舎内の体感温度を下げるために効果的です。

(2)飲水及び飼料の管理

十分な飲水量を確保しましょう。新鮮な冷水を随時供給できるよう、水槽のこまめな清掃と飲水設備の改善を行いましょう。

また、夏場は飼料が変敗しやすいため、飼槽の清掃と餌寄せをこまめに行いましょう。

果樹

高温・乾燥条件下では、樹体や土壌からの蒸発量が増え、果実の肥大停滞や日焼けなど、様々な障害が発生しやすくなります。以下の対策を積極的に実施しましょう。

(1)かん水

高温・乾燥が続いている場合は、5～7日間隔で、1回のかん水量25～30mm(25～30t/10a)を目安に実施しましょう。保水性が劣る土壌では、1回のかん水量を少なく、かつかん水間隔を短くして実施しましょう。

(2)新梢管理

主枝や垂主枝の背面に発生した徒長枝や発育枝は、強い枝を中心に除去して水分蒸散を防ぎます。また、弱めの枝を適当な間隔で配置して、日焼け防止等を行います。

(3)病虫害防除

高温下では害虫の発生が増加します。特に、ハダニ類は急激に増加しやすいため、発生密度を確認し、要防除水準(1葉当たり雌性虫1頭以上)になったら、速やかに防除しましょう。

野菜

(1)かん水

かん水は、朝夕の気温が低い時間に行いましょう。特に果菜類では、かん水チューブを用いた少量多回数が望ましい方法です。土壌乾燥が著しい場合は、通路散水により、地温上昇の抑制及び過乾燥防止を図りましょう。

(2)施設栽培

可能な限り側面と妻面を開放して外気を取り入れ、施設内温度の低下を図りましょう。きゅうり、トマト等において、高温による生長点の萎れや果実の日焼け、及び葉焼けが見られる場合は、日中の暑い時間帯に遮光・遮熱資材を活用しましょう。

(3)草勢の維持

きゅうり、トマト、さやいんげん等の果菜類やマメ類は、不良果や不良莢を早めに摘み取り、株への負担を軽減し草勢維持に努めましょう。また、老化葉、黄色葉の摘葉を行い、水分の蒸散を抑制しましょう。

(4)生理障害対策

トマトやピーマンの尻腐れ果対策は、かん水による土壌水分の保持に努めるとともに、発生が予想される部位に直接カルシウム資材の葉面散布を行いましょう。

花き

(1)かん水

立地条件や品目、生育状況などを十分考慮し、早朝と夕方に実施しましょう。

(2)切り花の採花

採花後の品質低下を防ぐため、朝・夕の気温の低い時間に採花するとともに常温で長時間の放置を避けましょう。

(3)施設栽培の花き

施設内の温度を管理するために、妻面・側面の解放、適切な遮光資材などを使用しましょう。

高温による生育ステージの前進に対する栽培・出荷計画の見直しだけでなく、病虫害の発生に対する情報収集にも努めましょう。

福島県病虫害防除所ホームページ



左の二次元コードからアクセスし、「病虫害発生予察情報」及び「病虫害防除情報」の各ページをご覧ください。

出荷制限等品目については、出荷・譲渡、販売がないようにお願いします。

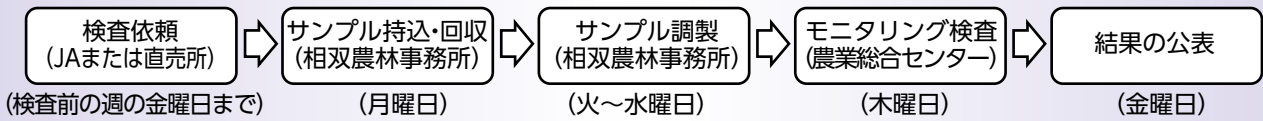
相馬地域の出荷制限等品目一覧はHP「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」(<https://www.new-fukushima.jp/>)に記載されていますので、ご確認をお願い致します。

園芸品目の緊急時モニタリング検査について

モニタリング検査は、相馬地域で生産される出荷・販売用の野菜・果実等における放射性物質の影響と安全性の確認及び消費者への正確な情報提供のため実施しています。

出荷制限及び解除は、県が行う「緊急時環境放射線モニタリング」の結果により判断されます。なお、**山菜においては出荷制限品目以外の場合であっても、「山菜類等(栽培もの)の確認」が必要**となりますので、検査にご協力をお願いします。

・園芸品目の緊急時モニタリング検査の流れ



農作業中の事故・熱中症に注意してください!

今年度、相馬地域では、6月現在で3件の農作業事故が発生しています。農業機械を操縦するときには、ヘルメットとシートベルトの着用を心がけてください。また、別の作業(機械の点検など)に移る際には、必ず動力を停止し、周囲の安全確認を行ってください。

近年、5月から10月まで30℃を超える日が増えています。水分補給や暑さ対策をしても油断せず、少しでも体に異変を感じたら作業を中断し、経口補水液等で水分を補給するとともに、首や脇などの太い血管を冷やし安静にしてください。

また、なるべく2人以上で作業するか、家族等に行先を告げてから作業するようにしましょう。



農薬は適正に使用しましょう!

農薬を適正に使用することで、農作物の病害虫の被害防止と健全な生育を促し、消費者に安全な農作物を届けることができます。

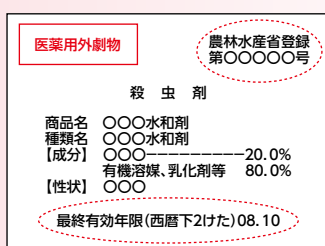
農薬を使用する際には、下記を守りましょう。

○農薬は、商品のラベル表示事項に基づいて使用しましょう。

○農薬の「有効成分の総使用回数」にも注意しましょう。

商品名が異なっても、同じ成分を含む農薬があります。同じ成分を何回使用したか、正確に記録しておきましょう。

○農業用ドローンを使用する場合も含め、散布の際は風向き等をよく確認し、周辺に飛散しないよう注意しましょう。



ラベルと使用基準は必ず確認しましょう!

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量(L/10a)	使用時期	本剤の使用回数	〇〇を含む農薬の総使用回数
○○○	アブラムシ類	4,000倍	100~300%	収穫7日前	3回以内	3回以内

6月10日~9月10日は、福島県農薬危害防止運動実施中です。